

中野区安全で安心なまちづくりを推進する条例施行規則

平成 16 年 5 月 24 日

規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中野区安全で安心なまちづくりを推進する条例(平成 16 年中野区条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察署長に意見を求めるよう助言する建築物)

第 2 条 条例第 9 条に規定する建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく確認申請等を行う建築主に対しその敷地の所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言を行う建築物は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共同住宅(長屋建て住宅を含む。)で、住戸の数が 12 以上有するもの
- (2) 物品販売業を営む店舗で、デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンターその他これらに類する用途に供するもの
- (3) 建築物の全部又は一部をホテル、旅館その他これらに類する用途に供するもの
- (4) 不特定かつ多数のものが利用する建築物で、遊技場、劇場、映画館、セレモニーホールその他これらに類する用途に供するもの

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。